

鈴鹿市工業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第23号

鈴鹿市工業振興条例の一部を改正する条例

鈴鹿市工業振興条例（昭和61年鈴鹿市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(用地取得費助成金)</p> <p>第7条 用地取得費助成金は、事業者が第5条第2項の認定に係る工場等の設置をするに当たり、当該工場等の敷地として9,000平方メートル以上の用地 <u>(以下この条において「対象用地」という。)</u> を取得し、かつ、2年以内に着工した場合に限り、<u>対象用地</u>に係る取得費を基準として、当該工場等が操業を開始した日の属する年度の翌年度から3年間に分割して交付する。<u>ただし、市長から対象用地を対象とした補助金の交付があつた場合（事業者以外が当該補助金の交付対象者である場合を含む。）にあつては、用地取得費助成金は、交付しない。</u></p> <p>2 用地取得費助成金の額は、<u>対象用地</u>の取得に要した費用の10パーセントを限度とする。ただし、3年間の当該用地取得費助成</p>	<p>(用地取得費助成金)</p> <p>第7条 用地取得費助成金は、事業者が第5条第2項の認定に係る工場等の設置をするに当たり、当該工場等の敷地として9,000平方メートル以上の用地を取得し、かつ、2年以内に着工した場合に限り、<u>当該用地</u>に係る取得費を基準として、当該工場等が操業を開始した日の属する年度の翌年度から3年間に分割して交付する。</p> <p>2 用地取得費助成金の額は、<u>当該用地</u>の取得に要した費用の10パーセントを限度とする。ただし、3年間の当該用地取得費助成</p>

金の合計額は、工場等設置奨励金と合わせて次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることはできない。

(1)～(3) 略

金の合計額は、工場等設置奨励金と合わせて次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えることはできない。

(1)～(3) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(工場等の設置に関する経過措置)

2 改正後の鈴鹿市工業振興条例第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第5条第3項の規定による申請が行われる工場等の設置について適用し、施行日前に同項の規定による申請が行われた工場等の設置については、なお従前の例による。

(補助金に関する経過措置)

3 改正後の鈴鹿市工業振興条例第7条の規定は、施行日以後に交付の決定を受ける補助金について適用し、同日前に交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。